**電子入札で参加する場合の諸注意**

電子入札システムによる入札については、「文部科学省電子入札システム利用規程」及び「文部科学省電子入札運用基準」を準用しますので、内容をご同意の上ご利用下さい。

**Ⅰ．委任状の提出**

１．競争参加資格確認申請書を支店等で提出される場合は、申請期限までに委任状を提出下さい。

２．入札等を委任する場合の**委任状の様式及び記載例**は、別添１のとおりとなります。

**Ⅱ．競争参加資格確認書類の提出**

１．競争参加資格確認申請書（別記様式１）には、社印及び代表者印は不要です。

**Ⅲ．工事内訳書の提出**

１．入札額の入力とともに、事費内訳書の提出が必要となります。工事費内訳書の様式は自由ですが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにする必要があります。

別途「**工事費内訳書の記載方法について**」を確認し、工事費内訳書の記載方法を参照の上、提出下さい。

**Ⅳ．開札当日の注意事項**

１．第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行します。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示します。

２．開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信しますので、パソコンの前で待機して下さい。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡します。

**Ⅴ．その他注意事項**

１．委任状は工事１件につき１通とし、年間を通した委任状は本学では原則として受理いたしません。

２．**工事設計図の著作権は国立大学法人富山大学に帰属**しているので、本学の承諾なくして、その全部又は一部を他に**転載、転用できません**。

３．本社で落札し支店等で契約する場合の**委任状の様式及び記載例**は、別添２のとおりとなります。

４．工事請負契約書には、契約の相手方が課税事業者の場合にあっては、請負代金額のほか当該契約の取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者はただちに課税事業者となる見込みである場合は、その旨を記載した届出書を提出していただきますので、あらかじめご承知ください。